

京都市高齢者福祉措置実施要綱（抜粋）

第3章 一般措置

第1節 日常生活用具給付措置

（日常生活用具給付措置により給付する物品等）

第17条 日常生活用具給付措置により給付する物品は、次の表の左欄に掲げるものとし、給付する物品の数は、同表の左欄に掲げる物品の区分に応じ同表の右欄に掲げる数以下とする。

電 磁 調 理 器	1 台
自 動 消 火 器	1 台

2 日常生活用具給付措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると所長が認める支援対象高齢者とする。

(1) 電磁調理器 次に掲げる要件

ア その者が生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているもの（以下「被保護者等」という。）であること、又はその者が属する世帯の生計中心者の前年所得に係る市民税（当該措置に係る手続を開始した日が1月から6月までの間に属する場合において、当該生計中心者の前年所得に係る市民税が非課税である旨を証するものがないときにあっては、前々年所得に係る市民税）が非課税であること。

イ その者が、次に掲げる世帯（常に1日のうち8時間以上これらと同等の状態になることが明らかな世帯を含む。以下「単身高齢者世帯等」という。）のいずれかに属している者であること。

(ア) その者だけで構成される世帯

(イ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及び65歳以上の者だけで構成される世帯

(ウ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及びその者の介護ができる状態にない者だけで構成される世帯

ウ その者が、次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

(ア) 要介護者等で、電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

(イ) 認知症その他の理由により電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

エ その者が、次に掲げる施設に入院、入居又は入所している者でないこと。

(ア) 病院等

(イ) 養護老人ホーム等

(ウ) 認知症対応型共同生活介護実施施設

(エ) 特定施設

(カ) 介護保険施設

(2) 自動消火器 次に掲げる要件

ア その者が被保護者等であること，又はその者が属する世帯の生計中心者の前年所得に係る市民税（当該措置に係る手続を開始した日が1月から6月までの間に属する場合において，当該生計中心者の前年所得に係る市民税が非課税である旨を証するものがないときにあつては，前々年所得に係る市民税）が非課税であること。

イ その者が，単身高齢者世帯等に属している者であること。

ウ その者が，次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

(ア) 要介護者等で，火災の際に機敏な行動を取ることが困難であるもの

(イ) 身体上若しくは精神上の障害により，火災の際に機敏な行動を取ることが困難であるもの

エ その者が，次に掲げる施設に入院，入居又は入所している者でないこと。

(ア) 病院等

(イ) 養護老人ホーム等

(ウ) 有料老人ホーム等

(エ) 認知症対応型共同生活介護実施施設

(カ) 介護保険施設

3 所長は，日常生活用具給付措置を実施する場合において，当該措置に係る者に居宅生活支援特定措置実施計画があるときは，その計画に日常生活用具給付措置により給付した物の名称を記載するものとする。